平成２８年（フ）第７４号
広島県尾道市平原４丁目１番３－102号
シャルトルーズＡ
債務者　江上　真理（旧姓木須）
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１５３号
徳島県板野郡北島町江尻字旭光28番地７
オーブ　202号、旧住所徳島県徳島市応神町吉成字轟103番地の１　メゾンポワン106
債務者　臼木　和彦
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５４号
徳島県板野郡北島町江尻字旭光28番地７
オーブ　202号、旧住所大阪府大阪市鶴見区浜３丁目４番４号　エスエスメゾンＢ棟107
債務者　臼木　智子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５５号
徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓58番地12、旧住所徳島県板野郡藍住町徳命字名田76番地１　レインボータウン名田　Ｍ号
債務者　印藤　大輝
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９０号
愛媛県新居浜市東雲町３丁目７番543号　東雲マンションＡ棟440号、住民票上の住所愛媛県西条市飯岡585番17
債務者　長野　誠司
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２０号
高知県安芸市宝永町464番地３（雇用促進住宅２号棟406号）
債務者　吉村　孝三
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
福岡県大川市大字酒見65番地４
債務者　中村　あや（旧姓武宮）
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
大分市大字光吉1375番地の１（サンヒルズ光吉105）
債務者　立川　智章
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２３号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅213棟28号
債務者　榎本　香織
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２７７号
宮崎市淀川１丁目２番６号　中村アパートＤ号、前住所宮崎市太田２丁目３番７号　第３奥野コーポ301号
債務者　**權赫**　正敏
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２７８号
宮崎市淀川１丁目２番６号　中村アパートＤ号、前住所宮崎市太田２丁目３番７号　第３奥野コーポ301号
債務者　權**赫**　香織
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２６号
宮崎県日向市大字財光寺3418番地３
債務者　藤田　千恵
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８１号
石川県加賀市山代温泉19の100番地17　市営山代住宅Ａ棟201号
債務者　西村　和彦
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第６５号
長野県佐久市臼田2203番地１　コーポセブン２－Ｂ
債務者　喫茶あすなろこと　小林　住雄
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第７０号
長野県伊那市境1949番地
債務者　筒井由美子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第５１８号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目215番地
債務者　藤井　宏樹
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係